

物 件 調 書

所在地	静岡県浜松市天竜区山東字上市場4275番3					
住居表示						
面積	261.85㎡ (実測合計面積) 261.85㎡ (登記簿合計面積)	地目	(現況)宅地 (登記簿)宅地	土地の 形状	旗竿地	
接面道路の幅員、 種別、状況等	幅員3.4mの舗装市道(建築基準法第42条第2項に該当)に敷地南側部分約2.8mが 等高に接面している。					
私道の負担等に 関する事項	無					
法令に基づく 制限の概要	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種住居地域		
	建ぺい率	指定建ぺい率	60%	基準建ぺい率	60%	
	容積率	指定容積率	200%	基準容積率	約160%	
	高さの制限	道路斜線制限	無・有		隣地斜線制限	無・有
		北側斜線制限	(無)有		絶対高さ制限	(無)有 (10m・12m)
		日影による中高層の建築物の制限		無・有		
	外壁後退	(無)有		壁面線の制限	(無)有	
	準防火地域	(無)有		防火地域	(無)有	
その他	日影規制(一)、屋外広告物規制地域(第1種普通規制地域)、都市再生特別措置法 (居住誘導区域)、景観法第8条に基づく景観計画区域					
※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。						
供給処理施設 の状況			事業所名	電話番号		
	電気	引込不可・引込可	中部電力パワーグリッド 浜北営業所	0120-977-607		
	上水道	引込不可・引込可	浜松市役所 天竜上下水道課	053-922-0035		
	下水道	引込不可・引込可	浜松市役所 天竜上下水道課	053-922-0038		
	都市ガス	引込不可・引込可	—	—		
※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。						
交通機関 (直線距離)	バス	遠鉄バス「光明山口」停留所: 物件の南西方約90m				
	鉄道	天竜浜名湖鉄道「天竜二俣」駅: 物件の南方約1.4km				
公共施設 (直線距離)	役所	天竜区役所: 物件の西方約0.4km				
	小学校	浜松市立光明小学校: 物件の北東方約0.7km				
	中学校	浜松市立光が丘中学校: 物件の北東方約0.4km				
◎参考事項(物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項)						
・本件地北側及び東側隣接地の植栽の一部が越境してきていますが、現況のまま引き渡します。						
・本件地南側道路は幅員4m未満であるため、約0.3mのセットバックが必要です(面積約0.84㎡)。						
・その他越境物がある場合も現況有姿のまま引き渡します。						
・埋設物調査は実施しておりません。						
・本件地南側進入路入口に給水管の止水弁が残存していますが、現況のまま引き渡します。						
・木杭及びトラロープで柵が設置してありますが、設置したまま引き渡します。						
・対象不動産は2つの用途地域(第1種住居地域、準住居地域)に跨っており、建築物等の用途規制は敷地の 過半を占める第1種住居地域の規制を受けるものです。						
・上水道のメーターボックスを使用する場合は、新たに申請が必要であり、その費用は申請者負担です。						
・北東側隣地にブロック塀があり、その基礎部分の一部は本件地にありますが、所有関係は不明です。						
・本件地南側進入路入口と東側隣地の境界にまたがって、コンクリート杭があります(現状境界点を示してい ません)。						
・本件地南側進入路入口上空に架空線があります。						
※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。 必ず、入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。						

品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。
- (5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (2) 土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (3) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺環境に配慮してください。
- (4) 新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (6) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (7) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。（詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問い合わせください。）
- (8) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (10) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (11) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合があります(品質)が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

案内図



表題部 (土地の表示)		調製	平成19年2月26日	不動産番号	0804005814051
地図番号	K3 31-1 31-3	筆界特定	[余白]		
所在	浜松市山東字上市場				[余白]
	浜松市天竜区山東字上市場				平成19年4月1日変更 平成20年2月27日登記
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
4275番3	警察署敷地	224		[余白]	
[余白]	宅地	261 85		②昭和年月日不詳地目変更 ③4275番7を合筆 国土調査による成果 〔平成12年2月22日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年2月26日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	[余白]	所有者 静岡県 平成12年2月22日登記 順位4番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年2月26日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(静岡地方法務局浜松支局管轄)

令和6年9月12日

静岡地方法務局

登記官

中村元昭

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K10259 (1/1)



1/1

